

令和2年7月3日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官



平成30年(ワ)第706号「けやき通り」貫通道路の建設差止・供用禁止請求事件

口頭弁論終結日 令和2年3月27日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

10 第1 請求

被告は、原告らに対し、主要幹線2級市道7号にかかる、事業名称を「新松戸7丁目道路ネットワーク整備事業」とする建設工事及びこれに伴う付帯工事をしてはならない。

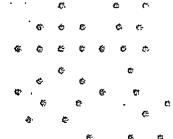
第2 事案の概要

15 本件は、千葉県松戸市新松戸地区の市道である「けやき通り」の西端付近に居住する原告14名が、現在は行き止まりのけやき通りを延伸して流山市内の道路と接続する「新松戸7丁目道路ネットワーク整備事業」の建設工事及び付帯工事が実施されると、自動車の通行量が激増し、交通事故、騒音、排気ガス等の増加を招く旨を主張して、人格権、平穏生活権、環境権、景観権、景観利益に基づき
20 (原告■及び原告■は、自宅敷地との段差による日常生活上の権利・法益、財産権(所有権)も主張する。),被告に対し、上記各工事の差止めを求める事案である。

1 爭いのない事実等 (証拠等の記載がないものは争いがない。)

(1) けやき通り

25 けやき通り(主要幹線2級市道7号)は、JR新松戸駅(駅前広場を除く。)から新松戸7丁目に至るまで、西にまっすぐ伸びる全長約1974メートルの



市道であり（別紙図面・紫色），車道と歩道が区別され，沿道には両側に約320本のけやきが植栽されている。けやき通りは，その西端において，流山市との境界を南北に流れる川（神明堀。別紙図面・水色）の手前で行き止まりの状態になっている。

5 (2) 当事者

原告■は，けやき通りの西端の南側に，また，原告■は，けやき通りの西端の北側に，それぞれ神明堀に沿って住宅を所有し，居住している。（弁論の全趣旨）

10 その余の原告は，けやき通り西端付近の高層マンションである新松戸サンライトパストラル五番街（以下「五番街」という。別紙図面・橙色）に居住する住民である。五番街は，A棟ないしD棟の4棟の建物からなる高層住宅であり，いずれもけやき通りに面し，これを2棟ずつ挟む形で建っている。A棟は10階から14階建て，B棟及びC棟は7階から8階建て，D棟は8階から14階建ての建物である。（乙14）

15 (3) 市道1地区826号道路

市道1地区826号（以下「826号道路」という。）は，けやき通りの西端手前から，住宅地の中を北に延びる幅員約6メートル，長さ約100メートルの歩道のない生活道路である（別紙図面・濃い緑色）。（甲3，乙2，4，5，争いがない）

20 826号道路は，その北側で流山市都市計画道路3.4.35号道路（以下「流山市都市計画道路」という。別紙図面・紺色）と接続している。この流山市都市計画道路は，西にある大型商業施設に接し，さらにその先で県道の流山街道（松戸市と流山市を結ぶ幹線道路。別紙図面・太い灰色）に接続している。（甲3，乙2）

25 (4) 新松戸7丁目道路ネットワーク整備事業

被告の新松戸7丁目道路ネットワーク整備事業（以下「本事業」という。）



は、826号道路に集中している交通量の分散を図ること及び新松戸7丁目地区と流山木地区との活性化を図ることを目的として、別紙図面記載のA、B、C地点を開通し、基幹道路として整備しようとする事業である。

5 本件事業においては、行き止まりのけやき通りを西に延伸し、神明堀に架橋して、神明堀西岸を南北に走る市道1地区824号（以下「824号道路」という。別紙図面・黄緑色）に接続（C地点）することが計画されている。このC地点から、上記の824号道路を北に行くと、前記(3)の流山市都市計画道路に接続し、また、南に行くと、他道路を経て流山街道に出ることができる。

10 橋梁部の車道は、現状のけやき通りよりも50センチメートル高くなるため、けやき通りから橋に向かって上り勾配を設ける必要がある。そのため、けやき通りの地盤は、原告■宅の土地より最大で49センチメートル、最小で37センチメートル高くなり、また、原告■宅の土地より最大で55センチメートル、最小で43センチメートル高くなり、段差が生じることが見込まれている。

15 (5) 本件事業の着手及び本件訴訟の提起

被告は、平成30年6月、本件事業に基づく道路の建設費など3億円余りを補正予算に計上し、同年度中に道路工事に着手しようとしたところ、原告らは、同年8月29日、本件訴訟を提起した。現在、別紙図面のA地点及びB地点では道路が開通しているが、C地点では道路が開通していない。

20 2 爭点

原告らは、人格権、平穏生活権、環境権、景観権、景観利益（原告■及び原告■については日常生活上の権利・法益、財産権（所有権）を付加する。）に基づき、本件事業の差止請求ができるか。

(原告らの主張)

25 (1) 原告らの権利利益の侵害

本件事業により、原告らは以下の権利又は法律上保護された利益の侵害を受

ける。

ア 人格権侵害

本件事業によりけやき通りが延伸すれば、松戸市や流山市等の近隣地域から自動車等が大量に流入し、けやき通りの交通量が激増する。そのため、原告らの居住地域において、交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加する。これにより、原告らの生命、身体、健康についての権利ないし法益（人格権）が侵害される。

原告らが被告のシミュレーション（甲15）等を基礎として合理的に試算すると、神明堀に架橋された場合、C地点における自動車等通行量は、現在の0台から少なくとも12時間（午前7時から午後7時）当たり2100台に確実に増加する。そして、けやき通りを西進してC地点で824号道路を右折すると流山市の大型商業施設等があり、左折すると流山街道に通じて松戸駅方面に行けることから、その双方向へ移動するため、松戸市と流山市を繋ぐ2車線道路であるけやき通りの自動車通過台数は、現在より顕著に増加する。しかも、けやき通りの交通量は増加傾向にあり、本件の延伸はこれに大きく拍車をかける。自動車等通行量が12時間当たり2100台程度の場合、市街地における死傷事故密度は、ほぼ1キロメートル当たり1件とされており、現在は1キロメートル当たり0件であるのに比べて、生命身体という原告らの最も重要な人格権が侵害されることになる。

また、架橋工事の設計によれば、橋と神明堀対岸の824号道路とは直交した丁字路にはならず、824号道路は南に向かって東側に10度近く傾くことになる。そうすると、けやき通りから824号道路に右折で入る際は容易に交差できるが、左折で入る場合は窮屈なカーブを曲がることになる。このような変則丁字路により、自動車交通の危険性は増し、原告らが交通事故に遭って生命や身体を侵害される危険性が飛躍的に高まる。

他方で、けやき通りの延伸には公益性がなく、原告らに権利・法益の侵害

5 を受容させる合理性はない。被告の推定によても、神明堀に架橋してC地点を開通した場合、826号道路の自動車等通行量は約1700台となり、交通の危険が解消されないばかりか、C地点でも新たな交通の危険を生じることになる。これに対し、826号道路を一方通行にすることによって通行量は半減するから、原告らの権利・法益を侵害することなく、交通の危険を低減できるが、被告はそのような代替手段を検討も採用もしていない。神明堀には、既にけやき通りの北に2本、南に1本の橋がかけられ、1本はけやき通りと同じ16メートル、2本は12メートルで、いずれも十分な広さを有し、これら3本の橋から流山街道に出られるから、わざわざけやき通りを延伸する理由もない。

10 けやき通りは、もともと都市計画道路や幹線道路ではなく、昭和40年代に地区内道路・集散道路・生活道路として設計され、開発当時から現在まで速度制限は30キロメートルであった。五番街を建設した清水建設は、被告から、けやき通りを貫通させるとの条件を示されておらず、新松戸の街は、けやき通りの架橋延伸を想定せずに建設され、神明堀の近傍には架橋計画を前提にした宅地造成もされていない。けやき通りの貫通問題はこれまで繰り返し起きたが、住民は長年反対してきており、その反対は一部の住民にとどまるものではなく、歴代市長も地元住民の意思を尊重する旨の発言をしてきた。けやき通りの景観は、電柱電線の地中化の陳情、並木調査、清掃などの活動を通じて、住民によって保全してきた。こうした経緯に照らしても、けやき通りの延伸は差し止められるべきである。

イ 平穏生活権侵害

25 けやき通りの延伸により、上記のとおり交通事故、自動車等の騒音や排ガスが増加する。これらにより、原告らが享受してきた平穏のうちに生活する権利ないし法益（平穏生活権）が侵害される。

ウ 環境権、景観権、景観利益侵害



原告らの居住地域は、けやき通りを中心に、街づくり37年を経て静謐で安全かつ安心な美しい住宅街を形成するに至っている。けやき通りは、子供たちの安全かつ安心な通学及び通園の道であり、また近隣住民が好んで集まる癒しと語らいの散歩道であり、原告らはこうした良好な住環境を長年にわたり享受してきた。

けやき通りは、幹線道路ではなく、住民に愛される生活道路である。特に五番街に沿った通りの両側の4列のけやき並木は、季節感にあふれ、これに続くけやき通り西端の神明堀までのけやき並木は、植栽してから約40年を経て、太く成長して緑濃い景観を作っている。

けやき通り全体のけやき並木は325本にも達し、「新日本の街路樹100景」に選定された「松戸常盤平けやき通り」(181本)、東京都の明治神宮表参道(163本)、宮城県仙台市の青葉通り(223本)よりも本数もはるかに多く、これら著明な街路に勝るとも劣らない素晴らしい景観を形成している。

また、けやき通りは生き物たちの緑の回廊として機能している。けやき通りは水の回廊である「坂川」と「樺通り橋」と交差しており、生き物たちの生態系を街に取り入れている。

こうして、けやき通りは、松戸市が誇り次世代に引き継ぐべき住環境を形成しており、まさに松戸市の地域景観遺産ともいべきものである。

したがって、原告らは、けやき通りの環境と景観についての環境権(良き環境を享受しあつこれを支配しうる権利)、景観権、景観利益(良好な景観に近接する地域内に居住する者が有するその景観の恵沢を享受する利益)を有している。

けやき通りが延伸されれば、上記のとおり交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加することは明らかである上、けやき通りの貴重なけやきの木を伐採することが避けられず、これらにより原告らの環境権、景観権、景観利

益が侵害される。

被告は、適切な交通量調査も騒音調査もしないまま本件事業を進めようとしており、しかもその過程で本件事業に反対の声を上げる原告ら周辺住民がいたにもかかわらず、そうした反対意見を黙殺して一方的に延伸工事を進めようとしている。被告は、実際には50センチメートルもの段差ができる架橋部分を、あたかも段差なく平らにできるように装った虚偽（フェイク）の写真ないし合成図を作成して公表し、本件事業の公益性を偽っている。けやき通りの景観は一度失われてしまえば未来永劫にわたり二度と取り戻せない性質のものである。これらからすれば、被告の侵害行為は、公序良俗違反や権利の濫用に該当し、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠く。

エ　原告■及び原告■の日常生活上の権利・法益、財産権（所有権）侵害
原告■及び原告■については、以上の権利ないし法益侵害に加え、日常生活上の権利ないし法益、財産権（所有権）が侵害される。

けやき通りの延伸に伴い、原告■及び原告■の住宅に接する部分の道路の地盤は、現在より50センチメートル前後高くなるところ、原告■及び原告■は、道路に出入りするたびにその段差を越えなければならず、日常生活に支障をきたす。

そればかりか、今までけやき通りが行き止まりであったため、C地点の交通量は一日0台であったが、道路を自動車が頻繁に行き交うようになれば、段差を超えて道路に出入りしなければならない原告■及び原告■の生命身体にも危険が生じる。

また、段差により自宅の車庫に駐車した自動車を道路に出入りさせることができなくなり、日常生活に支障をきたすだけではなく、所有する自宅の価値が低下するという財産権（所有権）の侵害を被るものである。

(2) 被告の交通量予測調査及び騒音調査が信用できないこと

ア 被告は、本件事業後の交通量予測調査を行っているが、いずれも信用できない。

甲 6 号証の「道路整備後における 12 時間交通量の変化」の「考え方」では、「条件 1」として、「H28 交通量を基に転換交通量を検討する。」とされているが、そもそも「H28 交通量」がどのような手法等により調査されたのか明らかではなく、その信用性に疑問がある。また、「条件 2」では「転換交通量は通行箇所 4 か所、均等に転換するものとする。」とされるが、なぜ「均等」なのか理由がわからない。さらに「条件 3」の「下図青丸箇所については交通量の変化が大きいと推察される」との理由も不明であるし、補正率の考慮にも疑義がある。加えて、「条件 3」については、「例 1」の「①の交通量は A, B, C それぞれ 1/3 台ずつ転換する」根拠も、「例 2」の「②の交通量は B, C それぞれに 1/2 台ずつ転換する」根拠も、「例 3」の「③の交通量は A1, A2 に 2/3 × 1.18 台, C に 1/3 × 0.82 台ずつ転換する」根拠も全く不明である。

また、被告は甲 6 号証、甲 13 号証ないし 15 号証の交通量予測調査を行っているが、その推計内容は、C 地点だけを見ても著しく相違しており、全く信用できない。

イ 被告が実施した騒音調査においては、集音マイクがベランダ外に設置されていたが、これではベランダに反響する音をマイクが拾うことができず、実際の騒音を把握することができない。特に五番街は、けやき通りを挟んで同様の規模のマンションが向き合うような配置になっており、反響音を考慮しなければ適切な騒音調査ができない。また、被告の騒音調査においてはバスの停止や発進時の音、ブレーキ音、エアーブレーキ排出音、エンジンの始動音、救急車、バイク（新聞配達を含む。）や飛行機の音、物音、足音、咳、ドアの閉まる音、定常音（室外機等）、子供の声、犬、猫、カラスや小鳥の声、市内放送の音が異常音等として除外されているが、これらの音は暮らしの中

に常在する音であり、これらを異常音等として除外している被告の騒音調査は適切ではない。

(被告の主張)

(1) 原告らの権利利益の侵害について

ア 人格権侵害

原告らは、本件事業により人格権が侵害される旨主張するが、かかる根拠は何もない。仮に原告らの居住地域において、交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加するとしても、直ちに人格権が侵害されることにはならない。

イ 平穏生活権侵害

原告らは、人格権の一種として、平穏で安全な生活を営む権利を有し、本件事工事によりこれが侵害される旨主張する。

しかし、本件においては上記(1)の人格権と、かかる平穏生活権の侵害との違いが不明であるし、原告らの主張する内容からすれば、上記(1)の人格権の主張と変わりがない。また、本件事業によりかかる平穏生活権が侵害されるとする根拠は何もなく、仮に交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加するとしても、直ちに平穏生活権が侵害されることにはならない。

ウ 環境権侵害

環境権は、実定法上の根拠に乏しく、権利としての内容や外延が曖昧であつて、権利者の範囲がはつきりしないものであるから、法律上保護に値するものとはいえない。

また、本件事業により環境権が侵害される根拠は何もない上、仮に交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加したり、けやきの木をいくらか伐採したりすることになるとしても、直ちに環境権が侵害されることにはならない。

エ 景観権、景観利益侵害

けやき通りは、国内に多数ある街路樹がけやきである幹線道路のひとつにすぎず、原告らが景観利益を有しているとまではいえない。

また、本件事業によって、景観利益が侵害される根拠は何もない。仮に、交通事故、自動車等の騒音や排気ガスが増加したり、けやきの木をいくらか伐採したりすることになるとしても、景観利益が侵害されることにはならない。

5 なお、けやきの木については、できる限り剪定で済ませ、伐採はしない計画である。

才 原告■及び原告■の日常生活上の権利・法益、財産権（所有権）侵害
原告■及び原告■については、本件事業により自宅に接する道路面が
高くなり約50センチメートルの段差が生じるが、これは、道路法70条で
10 定められた損失補償によって、金銭補償又はそれに代わる補償工事の問題と
して解決すべきであり、これを理由に道路工事の差止めをすることはできな
い。

(2) 本件事業の必要性、公益性について

けやき通りは、松戸市的一大副都心を形成すべく計画された新松戸中央土地
15 区画整理事業（昭和45年12月認可）で主要な道路として位置付けられていた。平成17年に認可された流山市木地区土地区画整理事業の進展、同年のつくばエクスプレスの開通及び平成26年から平成27年にかけての大型商業施設の開業をきっかけとして、新松戸7丁目と南流山地区との間で人々の往来
が活性化したことを背景に、けやき通りと流山市都市計画道路を直接接続して
20 いる唯一の道路である826号道路に交通量が集中し、危険な状況になっている。826号道路は、道路構造令における第4種4級の道路区分であり、計画交通量は1日500台未満であるところ、平成29年度交通量調査によると、休日午前7時から午後7時までの交通量は3779台であり、計画交通量を大幅に超過していた。

25 このような状況の下で、新松戸町会連合会から、平成29年8月10日付けで「道路状況等の改善要望について」が提出され、新松戸7丁目地域の交通安全

全と安心を守る会からは、平成29年6月28日付けで「新松戸7丁目地域の住環境悪化改善のため新松戸7丁目・流山市木地区との新規接道等の早期実施を求める陳情」が提出されており、交通量超過による危険性は当該地区でも認識されており、その安全対策は急務となっている。

5 本件事業により、けやき通りの826号道路との接続点から橋の接続点までは、交通量が増えることが予想されるが、826号道路の危険な状態を解消することは、けやき通りが開通することにより影響を受ける住民等にとっても利益となるものであるし、行政区域が異なることによって分断されていた生活圏の一体化が促進されることにより、地区全体としての生活環境は向上すると考
10えられる。

(3) 交通量予測調査及び騒音調査について

交通量予測調査について、交通量の推計については、推計方法として全国的な基準が示されているわけではなく、被告の行った推計も、交通量分散の一つの考え方として示したものである。原告らが疑問を抱く平成28年交通量とは、
15 平成28年10月26日水曜日午前7時から午後7時に実施した交通量調査の結果を指している。交通量の転換割合や補正率については、道路の状況等を考慮して設定した。また、調査によって推計内容は相違しているが、前提条件を変え、推計方法を変えればその推計値に差異が生じるのはやむを得ない。

騒音調査については、ペランダに反響する音は道路交通騒音ではなく、五番街の構造により起因するものである。また、騒音調査の結果については、異常音等を除外する数値と除外しない数値を取りまとめており、住民説明会においては、異常音等を除外しない数値を報告している。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) けやき通り及びその周囲の状況

国鉄武蔵野線が開通し、昭和48年に新松戸駅が新設されたことを契機とし

て、それまで水田地帯であった現在の新松戸地域に、松戸市的一大副都心となる新しい街づくりを計画的に実施するため、昭和45年から昭和54年まで新松戸中央土地区画整理事業が行われた。けやき通りは、その際、新松戸駅を起点に事業地域を東西に走る主要幹線道路（駅前幹線道路）として建設され、同事業の施行地区外であった神明堀の手前まで整備されて、昭和52年に主要幹線2級市道7号と認定され、地域のメインストリートとみられてきた。けやき通りは松戸市内にあるところ、神明堀より西側の地域は一部が松戸市で、残りは流山市である。（甲25、乙18、21、29、30の2）

このけやき通りは、JR新松戸駅からまっすぐ西に延びる全長約1974メートルの舗装道路であり、歩車道が区別され、車道は大部分が2車線である。道幅は、新松戸駅から主要幹線1級市道1号（ゆりのき通り）との交差点までが30m（歩道を含む。以下この項において同じ。）、同交差点からきょううちくとう通りとの交差点までが22メートル、そこから神明堀までが16メートル（車道の幅員が9メートル、歩道の幅員が各3.5メートル）と、西に向かうにつれて徐々に狭くなっている。（甲26、乙11、争いがない）

けやき通りの両側には、約320本のけやきが植栽され、それが道路の名称になっている。けやきの木は、上記の新松戸中央土地区画整理事業において、新しい街づくりの基礎となる街路や街路樹は町の発展や市民生活と密接に結び付くこと等から、呼びやすく、親しみやすい名の樹であることを基準に選ばれ、枝や落ち葉の維持管理は被告が行ってきた。（乙29、争いがない）

けやき通り沿線の地域は、前記の主要幹線1級市道1号（ゆりのき通り）付近より西は第1種住居地域に、東は駅に近い商業地域として指定されている。けやき通りに沿って建設された高層マンションである五番街には、昭和55年に住民が入居を開始した。また、原告■は昭和57年頃、原告■は平成20年頃、それぞれけやき通りの西端に面し、神明堀に接する場所に自宅を購入した。（甲31、32、34、乙25）

けやき通りには、従前、電線が地上に張られていたが、昭和61年に被告及び東京電力千葉支店に地下ケーブル化、電線の早期地中埋設化が陳情され、昭和63年、電線ケーブルの地中埋設工事が完成した。(甲25)

けやき通りは、その西端において、行き止まりであるために自動車の通行が途絶え、また、五番街の付近においては、バス停はあるものの、道路の規格や構造等に比べて通行量が少ない。そのため、両側で枝を広げるけやき並木の存在とあいまって、道路の開設後40年近く、静謐で落ち着いた雰囲気が維持されてきた。原告らは、けやき通りの西端付近では幼児から高齢者まで散歩や休憩ができ、多くの野鳥が観察できる等として、将来に残すべきかけがえのない存在であると考えている。人により表現は異なるが、けやき通りについて、集散生活道路である、歩行者天国のような場所である、生き物たちの緑の回廊である、諸外国の美しい街並みに劣らず、杜の都仙台と同じ風景である、けやき通り公園ともいるべきものである等と形容している。(甲31, 33, 34, 原告[], 原告[], 原告[])

15 (2) 826号道路

一方で、後記(3)のとおり、けやき通りより西にある南流山地区では市街化が進み、鉄道の開通や大型商業施設の建設もあって、新松戸7丁目方面との間で、東西方向の人や車の往来が増大するようになった。被告が平成29年11月1日土曜日に実施した交通量調査によれば、けやき通りから北に延びる826号道路では、その午前7時から午後7時までの12時間の交通量（自動車）が3779台に及んでいた。この826号道路は、住宅地の中を走り、幅員約6メートル、長さ約100メートルの歩車道の区別がない生活道路で、道路構造令における第4種4級の道路区分とされ、計画交通量は1日500台未満である。(乙6, 7, 爭いがない)

25 (3) 本件事業に至るまでの経緯

ア 被告と流山市は、昭和56年、けやき通りを流山街道に延伸する計画の検

討を行い、国庫補助が出ることも決まっていた。しかし、住民による反対運動が発生し、当時の松戸市長である宮間満寿雄が、昭和57年9月4日に住民と対話集会を行うなどしたものの、延伸計画は実現に至らなかった。(甲23の1及び2、甲25、争いがない)

5 イ 平成2年3月に策定された被告の都市マスタープランでは、道路交通体系の整備方針の図面上、けやき通りが流山街道まで接続されている。(乙19)

ウ 平成8年8月27日、被告及び流山市は、常磐線沿線の整備に関連し、けやき通りを流山街道まで延伸する計画の確認書を市長間で交わした。(乙20)

10 エ 平成11年6月に策定された松戸市都市計画マスタープランには、「新松戸駅周辺へと至る主要な道路であるけやき通りについては、流山市方面との連携を強めるため、沿道への影響に配慮しながら西側へ延伸します」と記載されている。(乙21)

オ 平成17年、つくばエクスプレスが開通したことにより、南流山地区の市街化が大きく進展し、新松戸7丁目と南流山地区との間で人々の往来が活性化した。(争いがない)

カ 平成21年、被告において、将来の架橋を見据えた構造とする神明堀の護岸工事を検討したが、架橋に関して住民の意見が対立したため、護岸改修工事のみが実施された。(争いがない)

20 キ 流山市は、平成26年3月27日、被告に対し、平成17年のつくばエクスプレスの開業や、その後に複合商業施設の建築が始まったことにより、都市基盤整備の充実が必要であるとして、けやき通りの延伸に伴う架橋を含めた道路整備事業を推進するよう書面で要望した。(乙22)

ク 平成26年から平成27年にかけて、流山市木地区において大型商業施設が順次開業した。(争いがない)

ケ 平成29年4月、被告は、平成29年度から平成32年度までを期間とす

る「松戸市総合計画 第6次実施計画」を策定した。その中では、取組課題として、新松戸地区と流山市木地区を接続する基幹道路について、千葉県、流山市及び庁内関連部局と連携し、骨格となる主要な道路の整備方針を決定するとともに、事業化を進めること、その成果として、道路の安全性が確保され、かつ、相互地域の交流が図られることが掲げられた。(乙23)

コ 被告は、平成29年5月26日、新松戸7丁目町会、五番街、新松戸地区社会福祉協議会等を対象として、本件事業の住民説明会を実施し、新松戸7丁目地域の5か所において平成29年2月1日から同月28日まで騒音測定を実施した結果、すべての測定地点において、測定値が公的な基準である要請限度（騒音規制法に基づき公安委員会に交通規制を要請できる基準）より低い値を示したこと等を説明した。(甲14)

サ 平成29年6月28日、「新松戸7丁目地域の交通安全と安心を守る会」は、被告に対し、「新松戸7丁目地域の住環境悪化改善のため新松戸7丁目・流山市木地区との新規接道等の早期実施を求める陳情」と題する書面において、流山市木地区の区画整理事業の影響で新松戸7丁目の住宅地の生活道路には多くの車両が流入しており、826号道路の交通量が増え、渋滞や交通事故が日常茶飯事となり、居住家屋や造作物、車両の損壊等が頻発し、沿道住民が安心して生活できる状況ではないため、本件事業の早期実現を希望する旨を述べた。(乙10)

シ さらに、平成29年8月10日、新松戸町会連合会は、被告に対し、「道路状況等の改善要望について」と題する書面において、826号道路が、流山市都市計画道路及び流山街道から、けやき通りに直接抜けられる道路であるため、非常に交通量が多く危険な状況にあり、多くの車両が流入し渋滞を引き起こし、子供たちの通学の危険、不安、家屋や造作物の損壊、交通事故の発生により安心して生活できる状況ではないため、1日も早い本件事業の早期実施を切に希望する旨を述べた。(乙9)

ス 被告は、平成29年10月に流山木地区との道路ネットワーク等の説明会（コミュニティ五番街対象）を実施したところ、五番街中高層階での反響音を把握するため騒音調査を実施してほしいとの要望が出たため、けやき通り沿いの中高層階8か所及び道路上において、平成30年4月27日金曜日午後0時から翌28日土曜日午後0時までの24時間、また、道路上の1か所において、同月30日月曜日午後0時までの72時間、騒音測定を実施した。

（甲15、乙14ないし17）

セ 被告は、平成29年に実施した本件事業の住民説明会の中で、3地点（別紙図面記載のA、B、C地点）開通後の交通動向についてより説得力のある理論を示してほしいとの要望を受けていたため、平成30年5月12日にナンバープレート調査（通行する個々の自動車の動向を把握する調査方法）を実施した。（甲15）

ソ 被告は、平成31年2月9日、新松戸7丁目町会、五番街コミュニティ、新松戸西パークの住民を対象に、本件事業の住民説明会を実施し、上記平成30年に実施した騒音調査の結果、いずれも法定基準（環境基準及び要請限度）を下回った旨報告するとともに、3地点供用後一定期間を経た後に再度騒音調査を実施し、供用前後での騒音の程度を検証する旨述べ、上記ナンバープレート調査の結果を報告した。被告は、新松戸7丁目全域において、「スピード落せ」や「歩行者注意」などの路面標示、「飛び出し注意」や「交差点注意」などの看板を設置するとともに、交差点において視認性が悪い箇所にカーブミラーを設置して、歩行者の安全や車同士の事故防止を図っていることを説明した。また、自動車の最高速度を30キロメートルとするゾーン30について、けやき通りの南側も規制をかけるよう警察に要請書を提出しているが、けやき通り北側道路の交通量が南側と比較して非常に多いことから、まずは北側区域に規制をかけ、その後の交通状況をみて南側区域も検討していくと回答し、引き続き警察へ強く要望していく旨説明した。被告は、基本

的には松戸市内の生活道路に大型車両が入ってこないよう規制されているにもかかわらず、現状では826号道路に大型観光バスが通行するなどしているため、流山警察署及び松戸警察署に大型車両の規制を要望していること、これに対し警察からは、木地区の区画整理事業が完了し、ヤオコー南側の都市計画道路が流山市に移管された後の交通状況をみてから規制を検討するとの回答がなされており、引き続き大型車両が新松戸方面に進入できないような規制を早期にかけるよう要望する意向であること等を報告した。（甲1
5）

（4）被告による交通量調査、本事業完了後の交通量予測

ア 被告は、平成28年10月26日水曜日午前7時から午後7時に826号道路周辺の交通量調査を実施した。その結果、けやき通りを西端付近に向かって進行する1029台は全て826号道路に右折進入していること、826号道路を北上し、その出口で流山市都市計画道路に流入する車両1324台のうち、約77パーセントである1029台（上記）は、けやき通りから826号道路を経由して進入し、その他の車両は826号道路の東側住宅地内の道路から進入したものであること等が判明した。（甲13、争いがない）

イ 被告は、委託業者を通じて、上記平成28年の交通量調査の結果を踏まえ、道路の通行台数が先の交差点で一定の割合で分流するものとして、その条件を設定する等して、本事業後の交通量は、A地点及びB地点が一路線当たり一日2584台、826号道路が一日619台、C地点が一日482台となる旨予測した。（甲6）

ウ 被告は、委託業者を通じて、平成29年3月頃、上記平成28年の交通量調査の結果を踏まえ、同様の予測方法で一部の設定条件を変えて、本事業完了後の交通量は、A地点及びB地点は一路線一日1600台程度、826号道路が一日930台程度、C地点が一日1070台程度となる旨予測した。

（甲13、弁論の全趣旨）



エ 被告は、平成29年5月26日に実施された住民説明会において、上記平成28年の交通量調査の結果を踏まえ、同様の予測方法で一部の設定条件を変えて、本事業完了後の交通量は、A地点及びB地点が一路線一日270台程度、826号道路が一日660台程度、C地点が520台程度となると予測したと報告した。(甲14、弁論の全趣旨)

オ 被告は、平成30年5月12日土曜日午前7時から午後7時に実施したナンバープレート調査を踏まえ、本事業完了後の12時間(午前7時から午後7時)交通量は、A地点が519台、B地点が798台、826号道路が1742台、C地点が860台となる旨予測した。(甲15)

カ A、B地点の開通後、被告が、令和元年5月18日土曜日午前7時から午後7時までの12時間に実施した交通量調査の結果は、以下のとおりである。
(甲17)

A地点を流山市から松戸市方面へと通過する自動車の台数 741台

A地点を松戸市から流山市方面へと通過する自動車の台数 547台

B地点を流山市から松戸市方面へと通過する自動車の台数 399台

B地点を松戸市から流山市方面へと通過する自動車の台数 610台

826号道路を流山市から松戸市方面へと通過する自動車の台数 1489台

826号道路を松戸市から流山市方面へと通過する自動車の台数 1575台

(5) 原告らによる交通量調査

原告らが平成31年4月6日土曜日(826号道路)及び令和元年5月18日土曜日(A、B地点)午前7時から午後9時までの14時間に実施した交通量調査の結果は、以下のとおりである。(甲16)

A地点を通過する自動車及び二輪車 1523台

B地点を通過する自動車及び二輪車 1174台

826号道路を通過する自動車及び二輪車 3632台

なお、原告らは、被告の前記ナンバープレート調査（甲15）の数値を前提として、826号道路の通行量、直線道路であるC地点と右左折を要する狭隘な826号道路の関係、予測交通量と現実の交通量を踏まえて修正して合理的な推計を行うと、延伸工事後のC地点の自動車等通行量は12時間（午前7時から午後7時まで）当たり2100台を下回ることはないと考えている。

(6) C地点における本事業の内容

本事業では、C地点付近までのけやき通りは車道幅員9メートルの2車線道路であるのに対し、826号との交差点から橋梁までの区間約60メートルでは、826号道路やC地点方向の通過車両を抑制する対策として、車道の幅員を車が最低限すれ違える5メートルに絞り、他方で歩道を現状の幅員3.5メートルから5.5メートルに拡張する予定である。（甲15、乙11）

(7) 被告における景観規定

被告は、景観法に基づき、松戸市景観条例及び松戸市景観条例等施行規則を制定し、平成23年3月に、松戸市景観計画を策定した。同計画では、景観法8条2項4号ロに規定する景観重要公共施設たる道路として、21世紀の森と広場公園通り、常盤平けやき通り（新・日本街路樹百景）、常盤平さくら通り（日本の道百選）、本土寺旧参道が指定されているが、本件のけやき通りは指定されていない。（乙26ないし28）

2 人格権に基づく差止請求

上記の認定に基づき、人格権に基づく差止請求について判断する。

(1) 地方公共団体の行う公共事業が、第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関して採り得る措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して決

すべきものであり、これが受忍限度を超える場合に限り、人格権に基づく差止請求の対象となるものと解される（最高裁判所平成8年（オ）第312号・平成10年7月16日第一小法廷判決・訟務月報45巻6号1055頁、最高裁判所昭和51年（オ）第395号・昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁、最高裁判所平成4年（オ）第1504号・平成7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照）。

5

10

15

20

25

(2)ア 前記の認定事実のとおり、けやき通りは西端で行き止まりであることから、原告らの居住地域では、マンションや住宅が立ち並ぶ周囲の状況、道路の規格や構造等に比べて、自動車の通行量が相対的に少なく、両側に連なるけやき並木とあいまって、道路の建設から40年近くの間、静謐で落ち着いた雰囲気が維持されてきた。本事業によりけやき通りを延伸した場合、C地点の交通量は、原告らの試算によれば、12時間（午前7時から午後7時）当たり少なくとも2100台とされ、また、被告の実施した交通量予測によつても、1日当たり482台ないし1070台、12時間（午前7時から午後7時）当たり860台とされており、いずれにせよ本事業により、けやき通りの原告ら居住地域の交通量が増加することが予想され、これに伴い一般的に交通事故、騒音、排気ガス等が生じる可能性があり、これまで原告らが享受してきた雰囲気が損なわれる面があることは否定できない。

しかし、上記の試算や交通量予測によつても、本事業によりけやき通りの計画交通量を超過するほどに交通量の増加が見込まれているとか、公的機関が設定した公的基準を超えるような騒音や排気ガス等が生じると認めるに足りる証拠はない。

イ 前記の認定事実のとおり、けやき通りは、それまで水田地帯であった新松戸地域を一大副都心とするべく、大規模で計画的な街づくりを実施した土地区画整理事業の中で、新松戸駅を起点に事業地域を東西に走る主要幹線道路として建設され、主要幹線2級市道7号と認定されたもので、全体として西

に向かうにつれて狭くなつてはいるものの、主要幹線道路にふさわしい規格や構造とされ、そのための維持管理が行われてきた。本件事業は、けやき通りを西に延伸し、826号道路の交通量を分散し、新松戸7丁目地区と流山木地区の活性化を図ろうとしているが、これは上記のようなけやき通りの建設目的と相違するものではない。そして、けやき通りが西端の神明堀で行き止まりとなっているのは、土地区画整理事業の施行地区内で道路を整備した結果にすぎず、自動車が通行しない静かな自然環境を作る意図に基づくものとは認められない。この点につき原告らは、けやき通りは、昭和40年代に地区内道路・集散道路・生活道路として設計され、また、清水建設は、被告から、けやき通りを貫通させるとの条件を示されていないことから、新松戸の街は、けやき通りの架橋延伸を想定せずに建設された旨を主張し、証拠(甲23の1, 2)によれば、昭和57年の市長との対話集会でこれに沿う発言をした住民がいることが認められる。しかし、市長は、その場で、上記発言を否定して、貫通の意向は区画整理の施行当初からあった旨を述べており、他にパンフレットや文献等を見ても原告らの上記主張を裏付ける客観的証拠はない。かえって、昭和52年にけやき通りが主要幹線と認定された後、昭和54年に土地区画整理事業が終了し、昭和55年に五番街への入居が行われた直後である昭和56年以降、被告や流山市が国庫補助を受けてけやき通りを延伸する計画を繰り返し推進しようとした経緯があり、この間に延伸工事が進展しなかったのは、住民による反対運動や地域の対立を回避したいとの配慮によるもので、歴代市長の見解(甲23の1, 2, 甲27, 28)もこれに沿った内容と理解できることに照らせば、建設後のけやき通りを架橋延伸しないとか、幹線道路として使用しない旨の計画や合意が存在したとは認められず、原告らの主張は採用できない。

ウ これに加えて、前記の認定事実のとおり、現在のけやき通りが建設されてから40年近い月日が経過し、この間に、けやき通りより西にある南流山地

区の市街化が進み、平成17年のつくばエクスプレスの開通、大型商業施設の相次ぐ建設もあって、東西方向の人や車の往来が増え、生活圏の一体化が進行するなど、けやき通りを取り巻く交通環境が建設当時とは大きく変化してきた。その中で、826号道路は、住宅地にある幅員約6メートルの生活道路であるにもかかわらず、けやき通りと流山市都市計画道路に接続しているため抜け道として利用され、平成29年11月11日当時の12時間交通量は、計画交通量である一日500台未満を大幅に上回る3779台となっており、826号道路の周辺に住む住民からは、生活不安及び早期の対策を求める声が上がり、新松戸町会連合会からも、同年に被告に対し、826号道路の危険性及び本事業の早期実施を求める書面が提出されるに至っている。826号道路に流入する車両の大部分が、けやき通りから直接進入していることをみれば（認定事実(4)ア）、既にA地点及びB地点に道路が開通している他に、C地点にも架橋してけやき通りを延伸し、両市の道路をネットワークとして整備する中で、826号道路の交通量の軽減を図ることには合理性が認められる。

以上からすれば、本事業は、長年の社会交通情勢の変化も踏まえて、抜け道として負担が集中する826号道路の危険な現状を緩和し、新松戸7丁目地区と流山木地区との活性化を図り、道路をネットワークとして整備して、地域の行政需要にこたえるものということができ、本事業には公共性ないし公益上の必要性が認められる。

エ 原告らは、被告の交通量予測は根拠不明で信用性がなく、騒音調査も不適切である旨を主張し、前記認定のとおり、被告が実施した複数回の交通量予測の内容には一定のばらつきがあることが認められる。しかし、被告の交通量予測は、将来の不確実な事実の推定であることから、複数の設定条件に基づいて実施され、その推論過程の概要も示されているところであり、根拠不明ということはできない。そして、被告が実施した交通量予測や騒音調査、

原告らによる交通量の試算の結果に幅があるとしても、いずれも行政法規等に反するものではなく、その程度及び内容に照らせば、本件の公共性ないし公益性や人格権侵害の判断を直ちに左右するものではなく、原告らの主張は採用できない。

原告らは、826号道路の計画交通量超過に対応するためには、既に開設されているA地点及びB地点の新設道路で足り、また、C地点の南北にも十分な広さを有する3本の橋があることから、C地点での工事は必要でない旨主張する。しかし、新松戸及び南流山の全体で交通事情の大きな変化が生じていることは上記のとおりであり、826号道路を通過する車両の大部分がけやき通りから直接流入する車両であったことからすれば、けやき通りから離れた新設道路や3本の橋のみでは826号道路に集中している交通の緩和策として十分とはいえず、原告らの主張は採用できない。

また、原告らは、826号道路の一方通行化により問題が解決できる旨を主張する。しかし、幹線道路であるけやき通りを行き止まりにしたまま826号道路を一方通行にしたとしても、問題の一部の解決にしかつながらず、別の道路に新たな問題を生じさせる蓋然性が高いことが認められ、原告らの主張は採用できない。

才 前記の認定事実のとおり、被告においては、C地点の所在する新松戸7丁目全域において、歩行者の安全や車同士の事故防止のために路面標示、看板、カーブミラーを設置し、ゾーン30や大型車両規制の実施を警察に求めるとともに、C地点の通過車両を制限するため、橋に近いけやき通りの車道の幅員を合計5メートルに絞り、歩道を拡張することを予定している。これらの対策は、車を低速通行させることによって、本事業による交通事故、騒音及び排気ガスの増加を抑制する対策として、一定の効果を有すると考えられる。

(3) これまで述べたとおり、被告が本事業を実施した場合、けやき通りの原告

ら居住地域では交通量が増加することが予想され、これに伴い一般的に交通事故、騒音、排気ガス等が生じる可能性があり、原告らが享受する静かで落ち着いた雰囲気が損なわれる面があることは否定できない。しかし、その結果として、交通量がけやき通りの計画交通量を超過するほど増加するとか、公的基準を超える騒音や排気ガス等が生じるとは認められない。けやき通りは、昭和40年代に新松戸地域において大規模かつ計画的な街づくりが行われた際、事業地域を東西に走る主要幹線道路として建設された道路である。一方、本件事業は、けやき通りを西に延伸し、826号道路の交通量を分散し、新松戸7丁目地区と流山木地区の活性化を企図して、道路をネットワークとして整備しようとしているが、これは上記のけやき通りの建設目的と相違するものではない。

また、現在のけやき通りの雰囲気は、けやき並木を持つ高規格の幹線道路が行き止まりとなっていることに起因するところ、けやき通りがこの場所で行き止まりとなったのは、自動車が通行しない静かな自然環境を作るという意図からではなく、土地区画整理事業の施行区域がたまたま神明堀の手前までであったという経緯に負う部分が大きい。加えて、けやき通りの建設から40年近い年月が経過し、南流山地区の市街化、つくばエクスプレスの開通、大型商業施設の建設等が相次ぎ、当時とは社会交通情勢が大きく変化している。本件事業は、このように東西の生活圏が一体化した状況を踏まえて、地域住民の要請も受け、抜け道として危険な826号道路の交通量を分散し、新松戸7丁目地区と流山木地区の活性化を図るべく、道路をネットワークとして整備しようとする目的で実施されるものである。なお、被告においては、けやき通りの延伸に伴う住民の不利益を軽減するため、交通規制の要請や歩道拡幅といった措置も予定しているところである。

以上の各事情を総合的に考察すれば、本件事業が、原告らに対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害になるとはいはず、受忍限度を超えるとは認められないから、人格権を理由とする原告らの差止請求には理由がない。

3 平穏生活権に基づく差止請求

原告らは、平穏生活権に基づく差止請求を主張するが、その内容は明らかでなく、上記の人格権に基づく差止請求に対する判断と異なるものとは認められず、採用できない。

4 環境権、景観権、景観利益の侵害に基づく差止請求

(1) 原告らは、本件事業により環境権及び景観権が侵害される旨主張する。しかし、環境権及び景観権については、その要件や効果が明らかとはいえない抽象的な権利であり、いまだ差止めの根拠として確立したものとはいえず、原告らの主張は採用できない。

(2) 原告らは、本件事業により景観利益が侵害される旨を主張する。

一般に、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値するものと解される。（最高裁判所平成17年（受）第364号・平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁参照）。しかし、景観利益は、その権利の内容に照らし、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において、社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる（上記平成18年最高裁判決参照）。

前記の認定事実及び前提事実によれば、原告らが、長年、けやき通りのうち、五番街から神明堀にかけて、けやき並木を中心とした静謐な雰囲気を享受し、これを守ろうとしてきたことは認められるものの、他方で、本件事業は、新松戸地区のメインストリート（主要幹線道路）であるけやき通りの建設目的と相違するものではなく、また、長年にわたる社会交通情勢の変化に伴い、抜け道

として危険な現状にある826号道路の交通量を分散し、新松戸7丁目地区と流山木地区の活性化を図るため、道路をネットワークとして整備するもので、公共性ないし公益上の必要性から実施されるものであるから、それが刑罰法規や行政法規の規制に違反するとか、公序良俗違反や権利の濫用に該当するなど、社会的に容認された行為としての相当性を欠くものとは認められない。

原告らは、被告が適切な交通量調査も騒音調査も行わず、反対意見を黙殺して本件事業を進めている旨主張するが、本件の交通量調査及び騒音調査の結果が上記の判断を左右しないことは前記認定のとおりであり、また、被告においては、複数回にわたり住民説明会を実施し（認定事実(3)コスセソ）、住民の要望に応じた調査を実施するなどしているのであって、原告らの主張は採用できない。

原告らは、架橋部分に段差がないフェイクの写真ないし合成図（甲44ないし47）を被告が公表し、公益性を偽った旨を主張する。しかし、前記のとおり、本件事業は、広域的な社会交通情勢の変化も踏まえて、周辺道路をネットワークとして整備する目的で実施されるものであり、また、自動車通行量の増大に反対する地域住民との間に長年の歴史的経緯があったこと等に照らしても、架橋部分の形状が、本件事業の実施の有無を決する要素であったとは認められず、原告らの主張は採用できない。

したがって、原告らの景観利益の侵害に基づく差止請求は認められない。

5 日常生活上の権利・利益、財産権（所有権）侵害に基づく差止請求

前記の認定事実によれば、本件事業により、原告■及び原告■の各自宅について、敷地に接するけやき通りの地盤が上昇する結果、各建物への人や車両の出入りに日常生活上の支障や財産上の不利益が発生することが認められる。

しかし、上記の支障や不利益は、かさ上げや勾配の設置等の各種工事により緩和することが可能である。そして、道路を改築したことにより、「当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、増築し、修

繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合」は、道路管理者がこれに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない（道路法70条）。そのため、原告■及び原告■が、現在は本件事業自体に反対しているため補償交渉が進んでいないものの、いずれは法令に従い相当額の損失補償を受けられる可能性がある。前記のとおり、本件事業には上記公共性ないし公益上の必要性が認められる上、その支障や不利益は、各種工事により不利益を緩和することが可能で、費用も相当額の損失補償が受けられるのであって、これらの対応措置を考慮してもなお、原告■及び原告■が日常生活上の支障や財産上の不利益を理由に、本件事業の差止めを請求できると解することは困難である。

原告■及び原告■は、交通量の増えた道路に段差を超えて出入りすると、生命身体に危険が生じるとも主張する。しかし、その段差による負担が、各種工事により軽減できることは上記のとおりであって、それ以上にわたり本件事業の差止請求が可能となるような生命身体の危険性が生じるとは認められない。

したがって、原告■及び原告■の日常生活上の権利・利益、財産権（所有権）侵害に基づく差止請求は認められない。

第4 結論

よって、原告らの本件請求はいずれも理由がないから棄却し、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判長裁判官

齊木 利太郎

裁判官

景浦 直人

25

裁判官前田早織は、差支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

齊木利夫

別紙

当事者目録

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

(以下「原告 [REDACTED]」という。)

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同所

原 告 [REDACTED]

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告

(以下「原告 [REDACTED] 」という。)

千葉県松戸市 [REDACTED]

原 告

(以下「原告 [REDACTED] 」という。)

10 原告ら訴訟代理人弁護士

及 川 智 志

千葉県松戸市根本387番地の5

被 告

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 代 表 者 市 長

戸 口 健 一 孝 亜 紗 子

同訴訟代理人弁護士

川 本 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

15 同訴訟復代理人弁護士

及 川 智 志

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

20

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

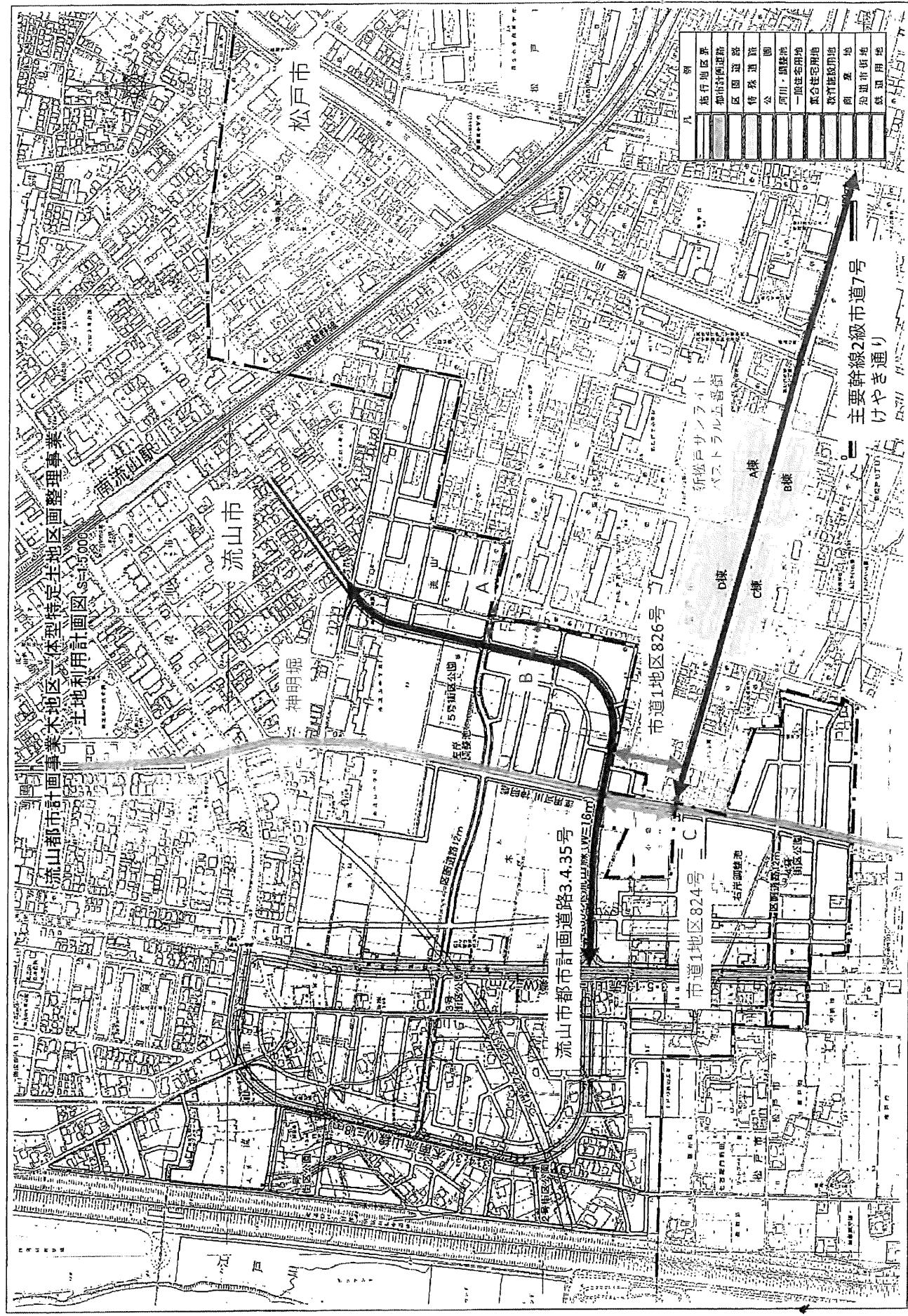
同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

同 指 定 代 理 人

市 次 勇 成 弘 子 稔 宏 幸 一 芳

位置圖



これは正本である。

令和2年7月3日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

裁判所書記官 三浦深雪

